

鋼材の使用区分に関する事項

改正規則

鋼船規則 C 編
(日本籍船舶用)

改正事項

鋼材の使用区分に関する事項

改正理由

カナダ運輸安全委員会は、冬期セントローレンス湾において船側外板の亀裂損傷を起こしたばら積貨物船 Lake Carling 及びその姉妹船である Ziemia Gornoslaska の事故報告書に、シャルピー衝撃試験を行っていない A 級鋼を船側外板に使用していることに問題があると記載し、IACS に対し船体構造部材における鋼材の使用区分を規定する IACS 統一規則 S6 の改善を要求した。

IACS は、これを受け鋼材の使用区分に対する検討を行い、船側外板及び甲板部材等の低温に曝されやすい部材に対し、シャルピー衝撃試験が実施される B 級鋼を要求する等の見直しを行い、2007 年 9 月に統一規則 S6(Rev.5)として採択した。

今般、IACS 統一規則 S6(Rev.5)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 軟鋼材の使用区分において、長さが 150m を超える一層甲板船の貨物区域の単船側部の外板並びに中央部 0.4L 間の強力甲板及び強力甲板上方の縦通材に最低 B 級鋼を使用するよう改めた。
- (2) 軟鋼材の使用区分において、耐氷船の耐氷帯の範囲の外板に最低 B 級鋼を使用するよう改めた。